

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
阿久根市	住宅	移住定住促進補助金	<p>★ 定住を目的として市外から転入し、住宅を新築、新規購入又は増改築をされる方に補助金を交付します。</p> <p>1 補助対象の要件(すべてに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月1日から平成32年3月31日までに本市に移住定住される方 ・平成24年4月1日から平成32年3月31日までに住宅の新築、購入又は増改築をされる方でそれにかかる費用が200万円以上 ・市外に5年以上継続して居住されていた方 ・自治会に加入される方 ・市税等の滞納がない方 <p>2 補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年目:30万円 ・2年目:10万円 ・3年目:10万円 <p style="text-align: center;">3年間で50万円の補助</p> <p>3 子育て加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の子どもがいる場合、1年目のみ1人につき10万円を加算(限度額50万円)
阿久根市	住宅	定住促進対策木造住宅建築補助金	<p>★ 市内の建築業者と契約し、定住を目的として木造住宅(補助対象者が所有し、自ら居住する住宅)を新築又は増改築される方に補助金を交付します。 なお、増改築に限り、木造住宅以外も補助対象となります。 <u>※住宅の工事着工前に申請する必要があります。</u></p> <p>1 補助対象の要件(すべてに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の住民基本台帳に登録されている方 ・居住地の自治会に加入される方 ・市税等の滞納がない方 ・市内の建築業者を利用して行う工事 <p>2 補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築:30万円 ・増改築:対象経費の15%に相当する額(限度額15万円) <p>3 対象となる工事費</p> <p>建築工事にかかる資材の購入費等のうち、市内事業所からの購入費等が次のとおりであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築:300万円以上 ・増改築:50万円以上
阿久根市	住宅	地域支え合い定住支援補助金	<p>★ 父母等(祖父母を含む)が居住する区に、住宅を新築、新規購入又は増改築される方、父母等と同居されている方で新築、新規購入又は増改築をされる方に補助金を交付します。</p> <p>1 補助対象の要件(すべてに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月1日から平成32年3月31日までに「移住定住促進補助金」又は「定住促進対策木造住宅建築補助金」を利用される方 ・父母等(祖父母を含む)と同居又は父母等が居住する区に住宅を新築、新規購入又は増改築をされる方 <p>2 補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母等ひとりにつき10万円(限度額40万円)
阿久根市	住宅	小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金	<p>★ 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置される方に補助金を交付します。 <u>※工事着工前に申請する必要があります。</u></p> <p>1 補助対象の要件(すべてに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用住宅(居住の用に供する建物又は延べ床面積の1/2以上を居住の用に供する建物で事業活動に伴って生じる汚濁水を排出しない建物)に小型合併処理浄化槽を設置される方 ・設置から1年以内に浄化槽を使用される方 <p>2 補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> 5人槽:332,000円 7人槽:414,000円 10人槽:548,000円

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
阿久根市	住宅	潟土地区画整理事業地区内定住促進補助金	<p>★ 潟土地区画整理事業地区内の市有地を購入された方に補助金を交付します。</p> <p>1 補助対象の要件(すべてに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定住を目的として、市の掲げる土地を取得又は購入された方 ・市税等の滞納がない方 <p>2 補助金額</p> <p>購入額の10%に相当する額</p> <p>3 申請期間</p> <p>平成25年4月1日から平成29年3月31日まで</p>
阿久根市	就農・漁業	次世代人材投資事業	<p>★ 原則45歳未満の新規就農者に対し、経営を始めてから経営が軌道に乗るまで、年間最大150万円を最長5年間給付。</p>
阿久根市	就農・漁業	壮年世代就農給付金	<p>★ 45歳以上55歳未満の新規就農者に対し、年間100万円、最高2年間の給付金を給付し、経営の不安定な就農初期段階の就農者に対して、就農給付金を給付する事業。</p> <p>1 給付対象の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・45歳以上55歳未満の新規就農者 <p>※就農計画承認申請書を作成の上、面接・審査会等により給付対象者を決定する。</p>
阿久根市	就農・漁業	漁業後継者就業支援事業	<p>阿久根市内に住所を有する40歳未満で、就業5年以内の北さつま漁協の正組合員を対象に、漁業後継者就業支援金を交付し、新たに漁業に就業する青年を将来の漁業の担い手として確保・育成する事業。</p> <p>最長2年、年額150万円</p> <p>就業計画承認申請書等の審査と面接により、交付対象者を決定する。</p>
阿久根市	出産・育児	子ども医療費助成制度	<p>★ 中学校卒業までの子どもに対し、子どもが医療機関等で受診した際に支払う健康保険適用医療費の自己負担額の全額を助成します。(医療機関の窓口で一旦医療費をお支払頂き、後日市より支払われます。)</p> <p>※助成を受けるには事前に申請して、受給資格証の交付を受ける必要があります。</p> <p>1 助成対象の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する中学3年生(15歳)までの子どもの保護者 ※平成30年8月診療分から助成対象者を18歳に拡充 <p>2 申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる子どもの健康保険証 ・保護者名義の預金通帳 ・印鑑
阿久根市	出産・育児	出生祝い商品券支給事業	<p>★ 子どもの出生を祝福し、その健やかな健康を願い、商工会議所発行の共通商品券を支給します。</p> <p>※申請は不要です。</p> <p>1 支給対象の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産した日から引き続き15日以上、本市の住民基本台帳に記録されている方 <p>2 支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子:3万円 ・第2子:5万円 ・第3子以降:10万円分 <p>3 支給方法</p> <p>市の保健師が新生児訪問の際に支給します。</p>
阿久根市	出産・育児	かごしま子育て支援パスポート事業	<p>★ 事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に、割引や独自の優待サービスなどを提供しています。</p> <p>1 交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる家庭 ・阿久根市に住民登録をしている世帯 <p>2 割引や助成内容</p> <p>(例) 飲食店 ソフトドリンク1杯サービスなど</p> <p>ショッピング 割引サービスなど</p> <p>※協賛店によって内容が異なります。</p> <p>※協賛店の一覧については、市ホームページに掲載しています。</p> <p>http://www.city.akune.kagoshima.jp/</p>